

今回のパブリックコメント対象の新業績指標の定義等

47 重要港湾において不正侵入を防止する設備を完備している外航船用の公共港湾施設の割合	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)		
	%	0 (平成 15 年度)	100 (平成 17 年度)		
指標の解説 重要港湾において不正な侵入を防止するためのフェンス、ゲート、照明、監視カメラ等の設備を完備している外航船が係留する公共港湾施設の割合を表したもの。					
目標設定の考え方 2002 年 12 月に改正された SOLAS (海上人命安全) 条約により、外航船の用に供せられる港湾施設について 2004 年 7 月から不正な侵入を防止するなどの保安対策を実施する義務が課せられる見込みである。このため、公共港湾施設においては、今後、早急に、取扱い形態ごとに定められる基準に沿って、テロリスト等の不正な侵入を防止するためフェンス、ゲート、照明、監視カメラ等の設備を備える必要がある。 この措置については、条約を受けた国内法において措置を講ずることが義務付けられる見込みのため、重要港湾における外航船が係留する公共港湾施設について目標値を 100% としたもの。 なお、現在はコンテナターミナルにおいては部分的に対策は実施されているものの、重要港湾における公共港湾施設については、広く一般ユーザーに提供すると理由によりこれまで不正な侵入を防止するための特別な設備等を整備していないことにより、過去の実績値は 0% となっているものである。	(参考)過去の実績値				
	H10	H11	H12	H13	H14
	0%				

49 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)		
	件	0 (平成 14 年度)	0 (平成 15 年度以降 毎年度)		
指標の解説 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数					
目標設定の考え方 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 0 を目標とする。	(参考)過去の実績値				
	H8	H9	H10	H11	H12
	0	0	0	0	0

68 可能な限り減量化したうえで海面処分場でも受入が必要な廃棄物の受入	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)		
	%	100 (平成14年度)	100 (平成22年度)		
指標の解説 可能な限り減量化した廃棄物のうち、海面処分場に受け入れる比率を表したもの。					
目標設定の考え方 廃棄物処分場の残余年数は、一般廃棄物について12.2年(首都圏11.2年、近畿圏9.5年)、産業廃棄物について3.9年(首都圏1.2年、近畿圏1.9年)であり、残余年数が非常に逼迫しているため、港湾においても、現在、廃棄物海面処分場の整備を引き続き推進している。 しかし、海面での受け入れは、内陸と無関係に一方的に進めるものではなく、内陸だけでは対応できない廃棄物を事前に可能な限り減量化した上で、有限かつ貴重な港湾空間においてできるだけ確保する必要があることから、目標値を100%としたもの。 なお、現在は既に100%であるが、廃棄物海面処分場の残余年数が逼迫しているため、この値が今後とも小さくならないように、廃棄物海面処分場の整備や廃棄物海面処分場の延命化対策を引き続き実施するものである。	(参考)過去の実績値				
	H8	H9	H10	H11	H12
	100%				

81 都市再生緊急整備地域等における民間投資誘発量	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)		
	ha	610 (平成14年度)	1,090 (平成19年度)		
指標の解説 都市再生緊急整備地域等、国際競争の中核を担う地域における民間による建築活動は、建築投資だけでなく、民間が建物を利用して事業を展開するための投資を呼び起こすなど、国際競争力の向上の観点から非常に重要である。 民間による建築活動を最大限に引き出すためには、市街地再開発事業や土地区画整理事業等により、都市基盤の整備を行う必要がある。 このような観点から、国際競争力の向上が必要な地域(都市再生緊急整備地域、都市再開発方針に位置づけられた2号地区、2項地区)において、面整備事業により、民間による建築投資が可能となった量を床面積として表すことにより、どれだけ国際競争力の向上につながる民間による都市再生の誘発量を確保できたかをあらわしたものである。					
目標設定の考え方 14年度末に設定されている都市再生緊急整備地域等内で実施された各面整備事業について、それぞれ過去の実施状況を調査し、その進捗から試算したトレンドをもとに、5年後の目標値を設定。	(参考)過去の実績値				
	H8	H9	H10	H11	H12
	-	-	-	-	-

87 バスの利便性向上に資する事業者の取組状況					
(バスロケーションシステムが導入された系統数)	単位	現況値(時点)		目標値(目標年次)	
	系統	3,534 (平成13年度)		4,000 (平成18年度)	
<p>指標の解説</p> <p>バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数の累計。</p>					
<p>目標設定の考え方</p> <p>近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定。</p>	(参考)過去の実績値				
	H8	H9	H10	H11	H12
	-	-	2,870	2,944	3,420
(コミュニティバスの運行に取り組む事業者数)	単位	現況値(時点)		目標値(目標年次)	
	事業者	131 (平成13年度)		330 (平成18年度)	
<p>指標の解説</p> <p>全国でコミュニティバスの運行に取り組む乗合バス事業者の累計。</p>					
<p>目標設定の考え方</p> <p>近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定。</p>	(参考)過去の実績値				
	H8	H9	H10	H11	H12
	-	-	12	32	73
(バスカードを導入したバス車両の割合)	単位	現況値(時点)		目標値(目標年次)	
	%	63.4 (平成13年度)		75 (平成18年度)	
<p>指標の解説</p> <p>全国の乗合バス車両総数に対するバスカードを導入したバス車両数の割合。</p>					
<p>目標設定の考え方</p> <p>近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定。</p>	(参考)過去の実績値				
	H8	H9	H10	H11	H12
	-	-	51.2	54.6	59.3

99 日常生活の中心となる都市まで、30分以内で安全かつ快適に走行できる人の割合					
	単位	現況値(時点)		目標値(目標年次)	
	%	63% (平成14年度)		68% (平成19年度)	
<p>指標の解説</p> <p>地域の生活の中心の都市まで、改良された道路を利用して30分以内に安全かつ快適に移動できる人の割合</p>					
<p>目標設定の考え方</p> <p>平成14年度末現在、日常生活の中心となる都市まで、30分以内で到着できるものの、安定・快適な走行が確保されない人口(約1,200万人)を解消することにより得られるアウトカム量(約80%)を長期目標(H32を目処)として設定した場合のH19年度の値として設定。</p>	(参考)過去の実績値				
	H8	H9	H10	H11	H12
	-	-	-	-	-

105 公共工事入札契約適正化指針に基づく主な措置状況					
(入札監視委員会等第三者機関の設置状況)	単位	現況値(時点)		目標値(目標年次)	
	%	75 (平成13年度)		100 (平成18年度)	
<p>指標の解説</p> <p>国(19府省庁)及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法の対象となる特殊法人等(14法人)における第三者機関の設置の状況(設置済み発注機関数の対象発注機関数に対する比率)</p>					

目標設定の考え方 入札契約の透明性確保に当たっては外部の第三者機関による監視が最も有効であることから、5年以内に国・国土交通省所管法人等においては全ての発注者において設置することを目標として設定。	(参考)過去の実績値				
	H8	H9	H10	H11	H12
	-	-	-	-	-
(入札時における工事費内訳書の提出義務付け状況)	単位	現況値(時点)		目標値(目標年次)	
	%	56 (平成13年度)		80 (平成18年度)	
指標の解説 国(19府省庁)及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法の対象となる特殊法人等(14法人)における入札時の工事費内訳書の提出義務付けの状況(提出義務付け発注機関数の対象発注機関数に対する比率)					
目標設定の考え方 入札時における工事費内訳書の提出義務付けは、入札参加者に適切な見積りを行うことを促すとともに、提出された工事費内訳書のチェックにより不正行為の防止等に資することとなることから、現在入札時における工事費内訳書の提出を義務付けていない国の5機関及び国土交通省所管法人等の9法人あるが、これを含め全体として8割の発注機関において5年以内に提出を義務付けることを目標として設定。	(参考)過去の実績値				
	H8	H9	H10	H11	H12
	-	-	-	-	-

115 申請・届出等手続のオンライン化率	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)		
	%	32.9 (平成14年度)	100 (平成15年度)		
指標の解説 国が扱う申請・届出等手続のうち、インターネット等を用いて行えるようになったものがどの程度あるか、すなわち、オンライン化の進捗率を指す。					
目標設定の考え方 「e-Japan 重点計画-2002」(平成14年6月18日IT戦略本部決定)等において、原則すべての申請・届出等手続を平成15年度までのできる限り早期にオンライン化することとされており、国土交通省における申請・届出等手続については、平成15年度末までに2,270件の手続のオンライン化を実現する。	(参考)過去の実績値				
	H9	H10	H11	H12	H13
	0	0	0	0.3	9.1